

【改訂前】

電気設備工事(道路照明工事等)施工管理基準及び規格値

この電気設備工事(道路照明工事等)施工管理基準は、大分県電気設備工事共通仕様書(令和3年10月)第1編「施工管理」に規定する電気設備工事(道路照明工事等)の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目的

この基準は電気設備工事(道路照明工事等)の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、大分県が発注する電気設備工事(道路照明工事及びトンネル照明工事等)について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督職員と協議して国土交通省電気通信設備工事施工管理基準を準用する等、他の方法によることができる。

3. 構成

施工管理 (工事写真を含む) ———— 出来形管理
品質管理

4. 管理の実施

- 受注者は、工事施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。

ただし、測定数が8点未満の場合は出来形成果表のみとし、出来形図の作成は不要とする。

(2) 品質管理

1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表(ヒストグラムなど)を作成するものとする。

ただし、測定数が8点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものと

【改訂後】

電気設備工事(道路照明工事等)施工管理基準及び規格値

この電気設備工事(道路照明工事等)施工管理基準は、大分県電気設備工事共通仕様書(令和4年4月)第1編「施工管理」に規定する電気設備工事(道路照明工事等)の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目的

この基準は電気設備工事(道路照明工事等)の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、大分県が発注する電気設備工事(道路照明工事及びトンネル照明工事等)について適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督職員と協議して国土交通省電気通信設備工事施工管理基準を準用する等、他の方法によることができる。

3. 構成

施工管理 (工事写真を含む) ———— 出来形管理
品質管理

4. 管理の実施

- 受注者は、工事施工前に施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。

ただし、測定数が8点未満の場合は出来形成果表のみとし、出来形図の作成は不要とする。

(2) 品質管理

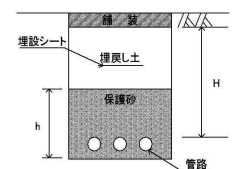
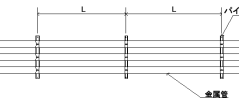
1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表(ヒストグラムなど)を作成するものとする。

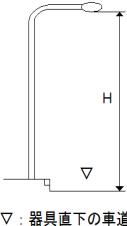
ただし、測定数が8点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

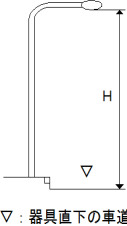
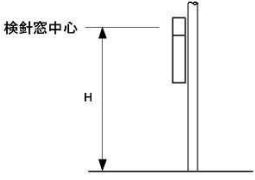
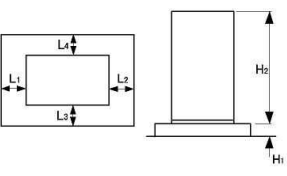
この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものと

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<h2 style="margin: 0;">＜新設＞</h2>										

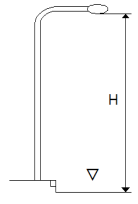
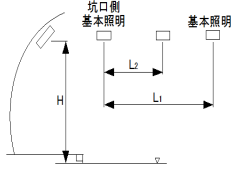
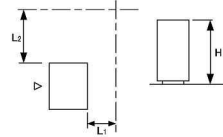
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	4	5	1	1	地中配管	保護砂厚：h	-50mm	施工延長40mにつき1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所			
						埋設深さ：H	設計値 +30mm 光ケーブルは +50mm				
				2	1	屋内露出配管 (金属管配管)	支持間隔：L	設計値 -30mm	施工延長10mにつき1箇所、ただし二重落下防止を施す箇所において、施工延長100mを超える場合は、施工延長20mにつき1箇所（最低10箇所以上）		直線部における測定可能箇所とする。
							2	屋内露出配管 (合成樹脂管配管)			
				3	4	屋内露出配管 (埋込配管・金属管配管)			支持間隔：L	設計値 -30mm	施工延長10mにつき1箇所
							4	屋内露出配管 (埋込配管・合成樹脂管配管)	支持間隔：L	設計値 -30mm	

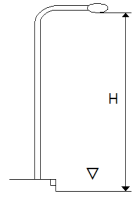
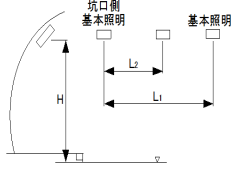
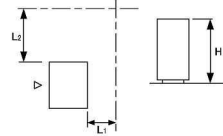
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	7	2	1		道路照明灯設置	据付高さ：H	設計値 ±100mm	全数を測定	 ▽：器具直下の車道面レベル	建築限界を遵守すること 必須
					<h2 style="font-size: 2em; margin: 0;">〈新設〉</h2>					

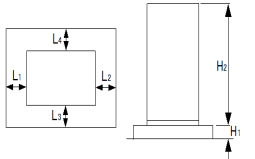
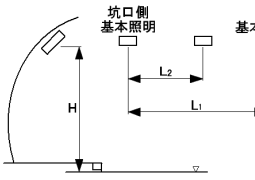
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
4	7	2	1		道路照明灯設置	据付高さ：H	設計値 ±100mm	全数を測定	 ▽：器具直下の車道面レベル	建築限界を遵守すること		
					3	1	照明制御盤などの取付 (ポール直付型)	据付高さ：H	設計値 ±50mm	全数を測定	 検針窓中心	建築限界を遵守すること
					2	照明制御盤などの取付 (自立型)	据付位置：L1	設計値 ±30mm	全数を測定		建築限界を遵守すること	
						: L2	設計値 ±30mm					
						: L3	設計値 ±30mm					
	: L4	設計値 ±30mm										
	据付高さ：H1	設計値 ±30mm										
	: H2	設計値 ±30mm										

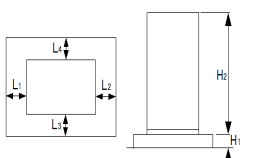
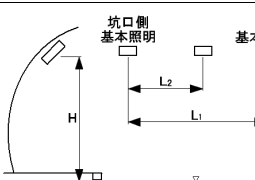
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	7	5			照明灯基礎設置	幅：w	設計値 -30mm	1 箇所 / 1 施工箇所		土木工事施工管理基準より 必須
						高さ：h	設計値 -30mm			
					碎石基礎工	幅：w	設計値以上	1 箇所 / 1 施工箇所		土木工事施工管理基準より
						厚さ：t	設計値 -30mm			
<p><新設></p>										

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
4	7	5	1		照明灯基礎設置	幅：w	設計値 -30mm	1 箇所 / 1 施工箇所		土木工事施工管理基準より		
						高さ：h	設計値 -30mm					
					碎石基礎工	幅：w	設計値以上	1 箇所 / 1 施工箇所		土木工事施工管理基準より		
						厚さ：t	設計値 -30mm					
		6	1				ブリンカーライト設置	据付位置：L1	設計値 ±30mm	全数を測定		建築限界を遵守すること
								：L2	設計値 ±30mm			
								：L3	設計値 ±30mm			
								：L4	設計値 ±30mm			
								据付高さ：H	設計値 ±50mm			
2	視線誘導灯設置	据付高さ：H	設計値 ±50mm	全数を測定		建築限界を遵守すること						

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
4	電 気 設 備 編	8	ト ン ネル 照 明 設 備 設 置 工	2	ト ン ネル 照 明 設 備 設 置 工	1	坑口照明灯設置	据付高さ：H	設計値 ±100mm	全数を測定	 <p>▽：器具直下の車道面レベル</p>	建築限界を 厳守 すること 必須								
													3	トンネル照明具取付	据付位置：L1	設計値 ±100mm	L1：全数を測定	 <p>▽：設計図書で指定されたレベル</p>	建築限界を 厳守 すること 必須	
															：L2	設計値 ±100mm	L2：全数を測定			
															据付高さ：H	設計値 ±50mm	H：施工延長40mに1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所に2箇所			
													4	1	照明制御盤などの取付 (屋内型)	据付位置：L1	設計値 ±30mm	全数を測定 (個別の該当項目に応じて判断する)	 <p>----- は設計図上で指定された箇所</p>	
																：L2	設計値 ±30mm			
																据付高さ：H	設計値 ±30mm			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
4	電 気 設 備 編	8	ト ン ネル 照 明 設 備 設 置 工	2	ト ン ネル 照 明 設 備 設 置 工	1	坑口照明灯設置	据付高さ：H	設計値 ±100mm	全数を測定	 <p>▽：器具直下の車道面レベル</p>	建築限界を 遵守 すること								
													3	トンネル照明具取付	据付位置：L1	設計値 ±100mm	L1：全数を測定	 <p>▽：設計図書で指定されたレベル</p>	建築限界を 遵守 すること	
															：L2	設計値 ±100mm	L2：全数を測定			
															据付高さ：H	設計値 ±50mm	H：施工延長40mに1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所に2箇所			
													4	1	照明制御盤などの取付 (屋内型)	据付位置：L1	設計値 ±30mm	全数を測定 (個別の該当項目に応じて判断する)	 <p>----- は設計図上で指定された箇所</p>	
																：L2	設計値 ±30mm			
																据付高さ：H	設計値 ±30mm			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	8	2	4	2	照明制御盤などの取付 (屋外型)	据付位置 : L1	設計値 ±30mm	全数を測定 (個別の該当項目に応じて判断する)		建築限界を 厳守 すること
						: L2	設計値 ±30mm			
						: L3	設計値 ±30mm			
						: L4	設計値 ±30mm			
						据付高さ : H1	設計値 ±30mm			
						: H2	設計値 ±30mm			
	3	1	アンダーパス照明器具取付	据付位置 : L1	設計値 ±100mm	L1 : 全数を測定		管理表を作成し提出。 必須		
				: L2	設計値 ±100mm	L2 : 全数を測定				
				据付高さ : H	設計値 ±50mm	H: 施工延長40mに1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所に2箇所				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	8	2	4	2	照明制御盤などの取付 (屋外型)	据付位置 : L1	設計値 ±30mm	全数を測定 (個別の該当項目に応じて判断する)		建築限界を 遵守 すること
						: L2	設計値 ±30mm			
						: L3	設計値 ±30mm			
						: L4	設計値 ±30mm			
						据付高さ : H1	設計値 ±30mm			
						: H2	設計値 ±30mm			
	3	1	アンダーパス照明器具取付	据付位置 : L1	設計値 ±100mm	L1 : 全数を測定		管理表を作成し提出。		
				: L2	設計値 ±100mm	L2 : 全数を測定				
				据付高さ : H	設計値 ±50mm	H: 施工延長40mに1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所に2箇所				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	8	3	2	1	照明制御盤などの取付 (屋内型)	据付位置 : L1	設計値 ±30mm	全数を測定 (個別の該当項目に応じて判断する)	<p>----- は設計図面上で指定された箇所</p>	
						: L2	設計値 ±30mm			
						据付高さ : H	設計値 ±30mm			
				2	照明制御盤などの取付 (屋外型)	据付位置 : L1	設計値 ±30mm	全数を測定 (個別の該当項目に応じて判断する)		
						: L2	設計値 ±30mm			
						: L3	設計値 ±30mm			
						: L4	設計値 ±30mm			
				据付高さ : H1	設計値 ±30mm					
				: H2	設計値 ±30mm					
				3	照明制御盤などの取付 (ポール直付型)	据付高さ : H	設計値 ±50mm	全数を測定	<p>検針窓中心</p> <p>H</p>	建築限界を遵守すること
4	照明制御盤などの取付 (壁掛型)	据付位置 : L	設計値 ±30mm	全数を測定	<p>盤中心</p> <p>H</p> <p>L</p> <p>----- は設計図面上で指定された箇所</p>	建築限界を遵守すること				
		据付高さ : H	設計値 ±30mm							

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	8	3	2	1	照明制御盤などの取付 (屋内型)	据付位置 : L1	設計値 ±30mm	全数を測定 (個別の該当項目に応じて判断する)	<p>----- は設計図面上で指定された箇所</p>	
						: L2	設計値 ±30mm			
						据付高さ : H	設計値 ±30mm			
				2	照明制御盤などの取付 (屋外型)	据付位置 : L1	設計値 ±30mm	全数を測定 (個別の該当項目に応じて判断する)		
						: L2	設計値 ±30mm			
						: L3	設計値 ±30mm			
						: L4	設計値 ±30mm			
				据付高さ : H1	設計値 ±30mm					
				: H2	設計値 ±30mm					
				3	照明制御盤などの取付 (ポール直付型)	据付高さ : H	設計値 ±50mm	全数を測定	<p>検針窓中心</p> <p>H</p>	建築限界を遵守すること
4	照明制御盤などの取付 (壁掛型)	据付位置 : L	設計値 ±30mm	全数を測定	<p>盤中心</p> <p>H</p> <p>L</p> <p>----- は設計図面上で指定された箇所</p>	建築限界を遵守すること				
		据付高さ : H	設計値 ±30mm							

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4	8	4	1	1	地下道照明器具設置 (壁面取付)	据付位置 : L1	設計値 ±100mm	L1 : 全数を測定	<p>指定された箇所 ▽: 設計図書で指定されたレベル</p>	建築限界を 厳守 すること 必須	
						: L2	設計値 ±100mm	L2 : 全数を測定			
						据付高さ : H	設計値 ±50mm	H: 施工延長40mに1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所に2箇所			
				2	地下道照明器具設置 (天井面取付)	据付位置 : L1	設計値 ±100mm	L1 : 全数を測定	<p>は設計図面上で指定された箇所</p>	建築限界を 厳守 すること 必須	
						: L2	設計値 ±100mm	L2 : 全数を測定			
						: L3	設計値 ±50mm	L3: 施工延長40mに1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所に2箇所			
				2	1	照明制御盤などの取付 (屋内型)	据付位置 : L1	設計値 ±30mm	全数を測定 (個別の該当項目に応じて判断する)	<p>は設計図面上で指定された箇所</p>	建築限界を 厳守 すること 必須
							: L2	設計値 ±30mm			
							据付高さ : H	設計値 ±30mm			
2	2	照明制御盤などの取付 (屋外型)	据付位置 : L1	設計値 ±30mm	全数を測定 (個別の該当項目に応じて判断する)	<p>は設計図面上で指定された箇所</p>	建築限界を 厳守 すること 必須				
			: L2	設計値 ±30mm							
			据付高さ : H	設計値 ±30mm							

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4	8	4	1	1	地下道照明器具設置 (壁面取付)	据付位置 : L1	設計値 ±100mm	L1 : 全数を測定	<p>指定された箇所 ▽: 設計図書で指定されたレベル</p>	建築限界を 遵守 すること	
						: L2	設計値 ±100mm	L2 : 全数を測定			
						据付高さ : H	設計値 ±50mm	H: 施工延長40mに1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所に2箇所			
				2	地下道照明器具設置 (天井面取付)	据付位置 : L1	設計値 ±100mm	L1 : 全数を測定	<p>は設計図面上で指定された箇所</p>	建築限界を 遵守 すること	
						: L2	設計値 ±100mm	L2 : 全数を測定			
						: L3	設計値 ±50mm	L3: 施工延長40mに1箇所、施工延長40m以下のものは1施工箇所に2箇所			
				2	1	照明制御盤などの取付 (屋内型)	据付位置 : L1	設計値 ±30mm	全数を測定 (個別の該当項目に応じて判断する)	<p>は設計図面上で指定された箇所</p>	建築限界を 遵守 すること
							: L2	設計値 ±30mm			
							据付高さ : H	設計値 ±30mm			
2	2	照明制御盤などの取付 (屋外型)	据付位置 : L1	設計値 ±30mm	全数を測定 (個別の該当項目に応じて判断する)	<p>は設計図面上で指定された箇所</p>	建築限界を 遵守 すること				
			: L2	設計値 ±30mm							
			据付高さ : H	設計値 ±30mm							

編	章	節	種別	細別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">〈新設〉</h1>											

編	章	節	種別	細別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
3	4	3	4		必須	引張試験 (短期荷重用)	引張試験	あと施工アンカーボルトの許容引張荷重(短期荷重用)で加力して抜けないこと	アンカーボルトの規格、施工面(壁面・天井)、施工班、施工日毎に3%(最低3本)以上		アンカーボルトの材質・規格が耐震計算書により選定したもので有ることを確認する。	
						引張試験 (長期荷重用)	引張試験	あと施工アンカーボルトの許容引張荷重(長期荷重用)で加力して抜けないこと	アンカーボルトの規格、施工面(壁面・天井)、施工班、施工日毎に3%(最低3本)以上	器材取付用	アンカーボルトの材質・規格が耐震計算書により選定したもので有ることを確認する。	
		4	4		必須	引張試験 (長期荷重用)	引張試験	あと施工アンカーボルトの許容引張荷重(長期荷重用)で加力して抜けないこと	アンカーボルトの規格、施工面(壁面・天井)、施工班、施工日毎に3%(最低3本)以上	器材取付用	アンカーボルトの材質・規格が耐震計算書により選定したもので有ることを確認する。	
	5	8			必須	絶縁耐電圧試験 高圧ケーブルなどの端末処理	電気設備の技術基準の解釈 第15条	線間 最大使用電圧の1.5倍の交流電圧、10分間	現場施工完了段階			
						絶縁抵抗試験 ビニール外装ケーブルなどの端末処理	JEM1021	線間及び対地間 100V級、200V級、400V級の低圧回路 500V絶縁抵抗計にて5MΩ以上 100V級未満の低圧電路 100V又は125V絶縁抵抗計にて5MΩ以上 電話電線路 25V又は50V絶縁抵抗計にて5MΩ以上	現場施工完了段階			
						絶縁抵抗試験 弱電流用ケーブルなどの端末処理	JEM1022	線間及び対地間 100V級、200V級、400V級の低圧回路 500V絶縁抵抗計にて5MΩ以上 100V級未満の低圧電路 100V又は125V絶縁抵抗計にて5MΩ以上 電話電線路 25V又は50V絶縁抵抗計にて5MΩ以上	現場施工完了段階			

【改訂前】

編	章	節	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
3	4	1.1	1	自立型分電盤	必須	絶縁抵抗試験	JIS-C-4620	主回路—大地間 低圧回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上 制御回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上	工場製作完了段階 現場施工完了段階		
						絶縁耐電圧試験 JIS-	JIS-C-4620	低圧回路—大地間 100V以上の回路 1000V 1分間 150Vを超える回路 1500V 1分間 300Vを超える回路 2E+1000V 1分間 (E: 使用電圧)	工場製作完了段階		
						漏電遮断器動作特性試験	試験用電源により動作を確認する。	定格感度電流で100ms以下	工場製作完了段階		
			分電盤	必須	自立型分電盤に準ずる。						
		1.6	1	接地線	必須	接地抵抗測定	電気設備技術基準第19条	A種：10Ω以下 B種：一線地絡電流で150を除いた値 C種：10Ω以下 D種：100Ω以下	現場施工完了段階		
	1.6	避雷設備の設置	必須	接地抵抗測定	JIS-A-4201	→避雷設備の総合接地抵抗は10Ω以下とする。 →各引下げ導線の単独接地抵抗は50Ω以下とする。	現場施工完了段階	→被保護物の基礎の設置抵抗が5Ω以下の場合、接地極を省略してもよい。			

【改訂後】

編	章	節	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
3	4	1.1	1	自立型分電盤	必須	絶縁抵抗試験	JIS-C-4620	主回路—大地間 低圧回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上 制御回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上	工場製作完了段階 現場施工完了段階		
						絶縁耐電圧試験 JIS-	JIS-C-4620	低圧回路—大地間 100V以上の回路 1000V 1分間 150Vを超える回路 1500V 1分間 300Vを超える回路 2E+1000V 1分間 (E: 使用電圧)	工場製作完了段階		
						漏電遮断器動作特性試験	試験用電源により動作を確認する。	定格感度電流で100ms以下	工場製作完了段階		
			分電盤	必須	自立型分電盤に準ずる。						
		1.6	1	接地線	必須	接地抵抗測定	電気設備技術基準第19条	A種：10Ω以下 B種：一線地絡電流で150を除いた値 C種：10Ω以下 D種：100Ω以下	現場施工完了段階		

【改訂前】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要						
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]							
3	電気設備工事共通編	4	共通設備工	5	配管・配線工	地中配管	通過試験実施の状況	1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工中]						
							伸縮継手の施工状況	1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工中・施工後]						
							管内清掃状況	1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工中]						
						<新設>								
											ケーブル配線	配線状況	20m又は1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工後]	
						<新設>								

【改訂後】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要						
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]							
3	電気設備工事共通編	4	共通設備工	5	地中配管・配線	地中配管	通過試験実施の状況	1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工中]						
							伸縮継手の施工状況	1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工中・施工後]						
							管内清掃状況	1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工中]						
										金属管配管	配管状況	20m又は1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工後]		
										合成樹脂管配管	配管状況	20m又は1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工後]		
										ケーブル配線	ケーブル配線	配線状況	20m又は1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工後]	
									ケーブルラック配線		配線状況	20m又は1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工後]		
									ダクト配線		配線状況	20m又は1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工後]		
										架空配線	低高圧架空配線の高さ	配線状況	1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工後]	
									架空ケーブル(ちょう架用線)		支持状況	1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工後]		
				6	配線器具設置工	ダクト取付	金属ダクト	敷設状況	10m又は1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工後]					
							フロアダクト	敷設状況	10m又は1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工後]					
							バスダクト	敷設状況	10m又は1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工後]					
							金属線び	敷設状況	10m又は1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工後]					
							合成樹種線び	敷設状況	10m又は1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工後]					
							ケーブルラック設置	敷設状況	10m又は1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工後]					
				9	設	ハンドホール	プレキャストハンドホール設置	敷設状況	1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工後]					
							現場打ちハンドホール設置	敷設状況	1施工箇所1回 代表箇所各1枚 [施工後]					

【改訂前】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要		
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]			
3	電気設備工事共通編	4	11	分電盤設置工	自立分電盤取付	取付状況	1施工箇所1回 代表箇所各1枚 〔施工後〕			
					埋込型分電盤取付	取付状況	1施工箇所1回 代表箇所各1枚 〔施工後〕			
					露出型分電盤取付	取付状況	1施工箇所1回 代表箇所各1枚 〔施工後〕			
					直流分電盤取付	取付状況	1施工箇所1回 代表箇所各1枚 〔施工後〕			
				分電盤基礎工		土木工事施工管理基準及び規格値に準ずる。				
		12	引込中設置工	コンクリート柱	建柱状況	種類ごとに1回 代表箇所各1枚 〔施工後〕				
				引込柱基礎工		土木工事施工管理基準及び規格値に準ずる。				
		13	支柱設置工	支柱設置工	建柱状況	種類ごとに1回 代表箇所各1枚 〔施工後〕				
				支柱基礎工		土木工事施工管理基準及び規格値に準ずる。				
		16	接地設置工	接地線	D種設置工事	敷設状況	種類ごとに全極 代表箇所各1枚 〔施工中〕			
		< 新設 >								

【改訂後】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3	電気設備工事共通編	4	11	分電盤設置工	自立分電盤取付	取付状況	1施工箇所1回 代表箇所各1枚 〔施工後〕	
					埋込型分電盤取付	取付状況	1施工箇所1回 代表箇所各1枚 〔施工後〕	
					露出型分電盤取付	取付状況	1施工箇所1回 代表箇所各1枚 〔施工後〕	
					直流分電盤取付	取付状況	1施工箇所1回 代表箇所各1枚 〔施工後〕	
				分電盤基礎工		土木工事施工管理基準及び規格値に準ずる。		
		12	引込柱設置工	コンクリート柱	建柱状況	種類ごとに1回 代表箇所各1枚 〔施工後〕		
				引込柱基礎工		土木工事施工管理基準及び規格値に準ずる。		
		13	支柱設置工	支柱設置工	建柱状況	種類ごとに1回 代表箇所各1枚 〔施工後〕		
				支柱基礎工		土木工事施工管理基準及び規格値に準ずる。		
		16	接地設置工	接地線	D種設置工事	敷設状況	種類ごとに全極 代表箇所各1枚 〔施工中〕	
		17	塗装工	塗装			土木工事施工管理基準及び規格値に準ずる。	

【改訂前】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要				
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]					
<新設>												
7	道路照明設備工	2			道路照明灯設置	照明灯全景	1施工箇所に1回 [施工前・施工後]					
						高さ	1枚/10本 [施工後]					
						灯具取付状況	各1枚全数 [施工後]					
					照明制御盤などの取付 抱柱型・自立型	盤全景	種類ごとに1回 代表箇所各1枚					
						内部の状況	1施工箇所に1回 [施工後]					
	5	照明灯基礎			照明灯基礎設置	土木工事施工管理基準及び規格値に準ずる。						
					砕石基礎設置工	土木工事施工管理基準及び規格値に準ずる。						
	<新設>											
	8	トンネル照明設備工	2			坑口照明灯設置	照明灯全景	1施工箇所に1回 [施工前・施工後]				
							高さ	1施工箇所に1回 [施工後]				
灯具取付状況							各1枚全数 [施工後]					
トンネル照明器具取付						照明器具全景	種類ごとに1回 代表箇所各2枚 [施工前・施工後]					
						高さ	1枚/10箇所 [施工後]					
						灯具取付状況	各1枚全数 [施工後]					
						照明制御盤などの取付 屋内型・屋外型	盤全景		種類ごとに1回 代表箇所各1枚 [施工後]			
										内部状況	1施工箇所に1回 [施工後]	

【改訂後】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
4	電気設備	2	受変電設備工	4	受変電設備機器製作工	設備全体	設備ごとに1回 代表箇所各1枚	
						設備据付	設置状況	
					6	受変電設備基礎工		土木工事の施工管理基準及び規格値に準ずる。
7	道路照明設備工	2			道路照明灯設置	照明灯全景	1施工箇所に1回 代表箇所各1枚	
					照明制御盤などの取付 (抱柱型)	盤全景	種類ごとに1回 代表箇所各1枚	
					照明制御盤などの取付 (自立型)	盤全景	種類ごとに1回 代表箇所各1枚	
		5	基礎設置工			照明灯基礎設置		土木工事施工管理基準及び規格値に準ずる。
						6	視線誘導灯設置工	プリンカーライト設置
						視線誘導灯設置	視線誘導灯全景	1施工箇所に1回 代表箇所各1枚
		7	基礎設置工			視線誘導灯基礎設置		土木工事施工管理基準及び規格値に準ずる。
8	トンネル照明設備工	2			坑口照明灯設置	照明灯全景	1施工箇所に1回 代表箇所各1枚	
					トンネル照明器具取付	照明器具全景	種類ごとに1回 代表箇所各1枚	
					照明制御盤などの取付 (屋内型)	盤全景	種類ごとに1回 代表箇所各1枚	
					照明制御盤などの取付 (屋外型)	盤全景	種類ごとに1回 代表箇所各1枚	

【改訂前】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要		
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]			
4	電気設備	8	3	アンダーパス照明設備設置工	アンダーパス照明器具取付	照明器具全景	1施工箇所 ² 回 [施工前・施工後]			
					照明制御盤などの取付 (屋内型・屋外型・抱柱型・壁掛型)	盤全景	種類ごとに1回 代表箇所各1枚 [施工後]			
						内部状況	1施工箇所 ¹ 回 [施工後]			
					4	地下道照明設備設置工	地下道照明器具設置 (壁面取付)	照明器具全景	1施工箇所 ¹ 回 [施工前・施工後]	
							地下道照明器具設置 (天井面取付)	盤全景	1施工箇所 ¹ 回 [施工前・施工後]	
							照明制御盤などの取付 (屋内型・屋外型・抱柱型・壁掛型)	盤全景	種類ごとに1回 代表箇所各1枚 [施工後]	
		内部状況	1施工箇所 ¹ 回 [施工後]							
		4	照明灯基礎設置工	照明灯基礎設置		土木工事施工管理基準及び規格値に準ずる。				
				砕石基礎設置工		土木工事施工管理基準及び規格値に準ずる。				

【改訂後】

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
4	電気設備	8	3	アンダーパス照明設備設置工	アンダーパス照明器具取付	照明器具全景	1施工箇所 ¹ 回 代表箇所各1枚	
					照明制御盤などの取付 (屋内型)	盤全景	種類ごとに1回 代表箇所各1枚	
						照明制御盤などの取付 (屋外型)	盤全景	種類ごとに1回 代表箇所各1枚
					照明制御盤などの取付 (抱柱型)	盤全景	種類ごとに1回 代表箇所各1枚	
						照明制御盤などの取付 (壁掛型)	盤全景	種類ごとに1回 代表箇所各1枚
					4	地下道照明設備設置工	地下道照明器具設置 (壁面取付)	照明器具全景
		地下道照明器具設置 (天井面取付)	盤全景	1施工箇所 ¹ 回 代表箇所各1枚				
		照明制御盤などの取付 (屋内型)	盤全景	種類ごとに1回 代表箇所各1枚				
		照明制御盤などの取付 (屋外型)	盤全景	1施工箇所 ¹ 回 代表箇所各1枚				
		照明制御盤などの取付 (抱柱型)	盤全景	1施工箇所 ¹ 回 代表箇所各1枚				
照明制御盤などの取付 (壁掛型)	盤全景		1施工箇所 ¹ 回 代表箇所各1枚					
5	照明灯基礎設置工	照明灯基礎設置		土木工事施工管理基準及び規格値に準ずる。				

【改訂前】

品質管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	種別	写真管理項目		摘要	
				撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
3 電気設備工事共通編	4 共通設備工	5 配管・配線工	電力ケーブル端末処理・接続	処理方法	1施工箇所毎に1回 [処理実施中・施工後]		
				絶縁耐電圧試験	試験毎に1回 [試験実施中]		
				絶縁抵抗試験	試験毎に1回 [試験実施中]		
	11 分電盤設置工	自立分電盤取付	絶縁抵抗試験	試験毎に1回 [試験実施中]			
			絶縁耐電圧試験	試験毎に1回 [試験実施中]			
			漏電遮断機動作特性試験	適宜 [試験実施中]			
			自立型分電盤に準ずる				
	16 設置接地工	接地線	接地抵抗測定	種類毎に1回 [測定実施中]			
			<新設>				

【改訂後】

品質管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	種別	写真管理項目		摘要		
				撮影項目	撮影・提出頻度[時期]			
3 電気設備工事共通編	4 共通設備工	5 配管・配線工	電力ケーブル端末処理・接続	処理方法	1施工箇所毎に1回 [処理実施中・施工後]			
				絶縁耐電圧試験	試験毎に1回 [試験実施中]			
				絶縁抵抗試験	試験毎に1回 [試験実施中]			
	11 分電盤設置工	自立分電盤取付	絶縁抵抗試験	試験毎に1回 [試験実施中]				
			絶縁耐電圧試験	試験毎に1回 [試験実施中]				
			漏電遮断機動作特性試験	適宜 [試験実施中]				
			自立型分電盤に準ずる					
	16 設置接地工	接地線	接地抵抗測定	種類毎に1回 [測定実施中]				
			4 電気設備	2 受変電設備	4 低圧受変電設備設置工	共通事項 低圧受変電設備	絶縁抵抗試験	代表試験を1回 [試験実施中]
							商用周波耐電圧試験	
接地抵抗測定								
ケーブル耐圧試験								
散水試験(防水形)								
温度上昇試験								
保護継断機	各種保護継電器試験	総合動作試験	実施毎に1回 [実施中]					
		各種保護継電器試験	適宜 [試験実施中]					
		動作特性試験	適宜 [試験実施中]					